

(その他関係法律)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)

改正案	現行
<p>第九条の二 (略)</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 担保権の行使又は代物弁済の受領により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から一年(会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百六十五条(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第四百七条において準用する場合を含む。))の規定により代物弁済による取得とみなされる株式については、更生手続終結の決定がされた日から一年)以内において所有する場合に限る。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>二〇九 (略)</p>	<p>第九条の二 (略)</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 担保権の行使又は代物弁済の受領により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から一年(会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百六十五条(金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第四百七条において準用する場合を含む。))の規定により代物弁済による取得とみなされる株式については、更生手続終結の決定がされた日から一年)以内において所有する場合に限る。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>二〇九 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）

改正案	現行
<p>第一条 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下私的独占禁止法という。）の規定は、事業者又は事業者団体が、法令の規定で左に掲げるもの又はその法令の規定に基づく命令によつて行う正当な行為には、これを適用しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 削除</p> <p>四・五（略）</p> <p>第二条 私的独占禁止法第八条の規定は、左に掲げる団体に対しては、これを適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 左に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体</p> <p>イ ト（略）</p> <p>チ 削除</p> <p>リ オ（略）</p> <p>二の二 五（略）</p>	<p>第一条 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下私的独占禁止法という。）の規定は、事業者又は事業者団体が、法令の規定で左に掲げるもの又はその法令の規定に基づく命令によつて行う正当な行為には、これを適用しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）</p> <p>四・五（略）</p> <p>第二条 私的独占禁止法第八条の規定は、左に掲げる団体に対しては、これを適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 左に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体</p> <p>イ ト（略）</p> <p>チ 損害保険料率算出団体に関する法律</p> <p>リ オ（略）</p> <p>二の二 五（略）</p>

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

改正案

現行

（定義）

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、十三（略）

十四 「金融指標等先物契約」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十五項に規定する有価証券オプション取引（同項第二号に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）及び同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引（同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十五項に規定する有価証券オプション取引に類する取引に限る。）同条第十八項に規定する有価証券店頭指数等先物取引、同条第十九項に規定する有価証券店頭オプション取引（同項第二号に掲げる取引及びこれに類する取引に限る。）及び同条第二十項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引並びに金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項に規定する金融先物取引（同項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号ロに掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。）に該当するものに限る。以下この号において同じ。）同条第五項に規定する店頭金融先物取引（同項第一号に掲げる

（定義）

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、十三（略）

十四 「金融指標等先物契約」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十五項に規定する有価証券オプション取引（同項第二号に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）及び同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引（同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十五項に規定する有価証券オプション取引に類する取引に限る。）並びに金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項に規定する金融先物取引（同項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号ロに掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。）に該当するものに限る。以下この号において同じ。）及び同条第七項に規定する海外金融先物市場において行われる同条第四項に規定する金融先物取引に類する取引に係る契約をいう。

取引又は同項第二号に掲げる取引（政令で定めるものに限る。）に類する取引に限る。）及び同条第八項に規定する海外金融先物市場において行われる同条第四項に規定する金融先物取引に類する取引その他これらに類する取引として政令で定める取引に係る契約をいう。

十五・十六（略）

2（略）

（資本取引の報告）

第五十五条の三（略）

2 銀行等、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及び金融先物取引業者（金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。）は、前項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

3（略）

十五・十六（略）

2（略）

（資本取引の報告）

第五十五条の三（略）

2 銀行等、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及び金融先物取引業者（金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。）は、前項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

3（略）

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

改正案	現行
<p>（財産の所在）</p> <p>第十条 左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場 所による。</p> <p>一、六（略）</p> <p>七 合同運用信託（信託会社又は信託業務を営む金融機関が引き受けた 金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するも のをいう。）又は証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関 する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する 証券投資信託をいう。以下同じ。）に関する権利については、これら の信託の引受をした営業所又は事業所の所在</p> <p>八、十（略）</p> <p>二、四（略）</p> <p>（調書の提出）</p> <p>第五十九条 左の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所そ の他これらに準ずるもの（以下本項において「営業所等」という。）を 有するものは、その月中に支払つた生命保険契約の保険金若しくは第三 条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるも の（以下本項において「保険金」という。）若しくは支給した退職手当</p>	<p>（財産の所在）</p> <p>第十条 左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場 所による。</p> <p>一、六（略）</p> <p>七 合同運用信託（信託会社又は信託業務を営む金融機関が引き受けた 金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するも のをいう。）又は証券投資信託（証券投資信託法（昭和二十六年法律 第九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同 じ。）に関する権利については、これらの信託の引受をした営業所又 は事業所の所在</p> <p>八、十（略）</p> <p>二、四（略）</p> <p>（調書の提出）</p> <p>第五十九条 左の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所そ の他これらに準ずるもの（以下本項において「営業所等」という。）を 有するものは、その月中に支払つた生命保険契約の保険金若しくは第三 条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるも の（以下本項において「保険金」という。）若しくは支給した退職手当</p>

金等（同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下本項において同じ。

）又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、大蔵省令で定める様式に従つて作製した当該各号に掲げる調書を当該調書を作製した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当金等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が大蔵省令で定める額以下のものであるについては、当該調書に記載することを要しない。

一・二（略）

三 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。） 引き受けた信託（証券投資信託以外の信託で受益者と委託者とが同一人でない信託に限る。）に関する受益者別（第四条第二項第二号から第四号までに掲げる信託にあつては、委託者別）の調書

2
（略）

金等（同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下本項において同じ。

）又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、大蔵省令で定める様式に従つて作製した当該各号に掲げる調書を当該調書を作製した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当金等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が大蔵省令で定める額以下のものであるについては、当該調書に記載することを要しない。

一・二（略）

三 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。） 引き受けた信託（証券投資信託及び証券投資信託法第二条の二に規定する信託以外の信託で受益者と委託者とが同一人でない信託に限る。）に関する受益者別（第四条第二項第二号から第四号までに掲げる信託にあつては、委託者別）の調書

2
（略）

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）

改正案	現行
<p>(役員^レの兼職及び兼業の禁止)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 組合の常務に従事する理事は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の組合その他の法人の常務に従事してはならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の健全な経営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。</p> <p>第六十条 次の各号の一に該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項の規定により選任された保険管理人は、一百万円以下の過料に処する。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 第三十六条第一項又は第二項(これらの規定を第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>(役員^レの兼職及び兼業の禁止)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 保険業法第八条(取締役の兼職制限)の規定は、組合の常務に従事する理事について準用する。</p> <p>第六十条 次の各号の一に該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項の規定により選任された保険管理人は、一百万円以下の過料に処する。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 第三十六条第一項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)。の規定又は第三十六条第二項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する保険業法第八条の規定に違反したとき。</p> <p>一〇五 (略)</p>

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九号）

改正案	現行
<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第八条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第十二条第二項に規定する取引所有価証券市場及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項に規定する金融先物市場を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（他の法令との関係）</p> <p>第四百四十五条の四 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、第八条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによるものとする。</p> <p>一 証券取引法第二条第十二項に規定する取引所有価証券市場に類似する施設</p> <p>二 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物市場に類似する施設</p>	<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第八条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第十二条第二項に規定する有価証券市場及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物市場を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（他の法令との関係）</p> <p>第四百四十五条の四 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、第八条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによるものとする。</p> <p>一 証券取引法第八十七条の二第一項に規定する有価証券市場に類似する施設</p> <p>二 金融先物取引法第六条第一項に規定する金融先物市場に類似する施設</p>

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十八条 日本輸出入銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 設備（航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ。）並びにその部分品及び附属品で本邦で生産されたもの並びに本邦で生産されたその他の製品でその輸出が本邦の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるもの（以下「設備等」という。）の本邦からの輸出を促進するため、本邦法人若しくは本邦人に対して当該輸出に必要な資金を貸し付け、又は銀行等（銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）に規定する長期信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）に対してこれらの者のためにする当該資金に係る手形の割引をすること。</p> <p>二 十六（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十八条 日本輸出入銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 設備（航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ。）並びにその部分品及び附属品で本邦で生産されたもの並びに本邦で生産されたその他の製品でその輸出が本邦の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるもの（以下「設備等」という。）の本邦からの輸出を促進するため、本邦法人若しくは本邦人に対して当該輸出に必要な資金を貸し付け、又は銀行等（銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）に規定する長期信用銀行、外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）に対してこれらの者のためにする当該資金に係る手形の割引をすること。</p> <p>二 十六（略）</p>

有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「有価証券」とは、左に掲げるものをいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>三の二 転換社債券及び新株引受権付社債券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十号の二に掲げる証券又は証書で当該証券又は証書に表示されるオプションの目的物に係る証券又は証書のすべてが転換社債券若しくは新株引受権付社債券又は第一号から前号まで若しくは第七号に掲げる証券又は証書であるもの（第八号に掲げるものを除く。）を含む。）</p> <p>四 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号及び第六号の二に掲げるものを除く。）</p> <p>四の二・五 (略)</p> <p>六 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券</p> <p>六の二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する投資証券（第三項において「投資証券」という。）又は外国投資証券</p> <p>六の三 証券取引法第二条第一項第十号の二に掲げる証券又は証書（第三号の二及び第八号に掲げるものを除く。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「有価証券」とは、左に掲げるものをいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>三の二 転換社債券及び新株引受権付社債券</p> <p>四 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>四の二・五 (略)</p> <p>六 証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第一条第一項に規定する証券投資信託の受益証券</p>

七 (略)

八 証券取引法第二条第一項第十号の二に掲げる証券又は証書で当該証券又は証書に表示されるオプションの目的物に係る証券又は証書のすべてが第一号から第三号まで又は前号に掲げる証券又は証書であるもの

2 前項各号に掲げる有価証券には、次に掲げる証券又は証書を含むものとする。

一 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前項各号(同項第六号及び第六号の二を除く。)に掲げる有価証券の性質を有するもの

二 証券取引法第二条第一項第十号の三に掲げる証券又は証書で当該証券又は証書に表示される権利に係る証券又は証書が前項各号に掲げる有価証券(前号に掲げる証券又は証書を含む。)であるもの

3 この法律の適用については、株券の発行がない株式、株式の引受けによる権利及び新株の引受権は株券と、優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利は優先出資証券と、投資証券の発行がない投資口は投資証券とみなす。

4 この法律において「証券会社」とは、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社並びに証券取引法第六十五条の二第一項の規定による登録を受けた銀行その他の金融機関をいう。

七 (略)

2 前号各号に掲げる有価証券には、外国又は外国法人の発行する有価証券で当該各号に掲げる有価証券の性質を有するものを含むものとする。

3 この法律の適用については、株券の発行がない株式、株式の引受けによる権利及び新株の引受権は株券と、優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利は優先出資証券とみなす。

4 この法律において「証券会社」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社並びに証券取引法第六十五条の二第一項の規定による認可を受けた銀行その他の金融機関をいう。

(税率)

第十条 有価証券取引税は、次の税率により、課する。

第一種 (略)

甲 第二条第一項四号から第六号の三までに掲げる有価証券(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。以下第二種甲において同じ。)の譲渡

譲渡価額の万分の十二

乙・丙 (略)

第二種 第一種以外の譲渡

甲 第二条第一項四号から第六号の三までに掲げる有価証券の譲渡

譲渡価額の万分の三十

乙・丙 (略)

(証券業の開廃等の申告義務)

第十九条 証券業を開始し、若しくは廃止しようとする者、証券会社の受けている登録(これに相当する処分を含む。)を取り消された者又は営業所を新設し、変更し、若しくは廃止しようとする証券会社は、政令で定めるところにより、各営業所(当該証券会社については、その新設、変更又は廃止に係る営業所とし、当該証券会社が第十一条第二項ただし書の規定の適用を受けている場合には、その本店及び本店以外の当該営業所とする。)ごとに、その所在地の所轄税務署長に申告しなければな

(税率)

第十条 有価証券取引税は、次の税率により、課する。

第一種 (略)

甲 第二条第一項四号から第六号までに掲げる有価証券(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。以下第二種甲において同じ。)の譲渡

譲渡価額の万分の十二

乙・丙 (略)

第二種 第一種以外の譲渡

甲 第二条第一項四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡

譲渡価額の万分の三十

乙・丙 (略)

(証券業の開廃等の申告義務)

第十九条 証券業を開始し、若しくは廃止しようとする者、証券会社の受けているすべての種類の免許(これに相当する処分を含む。)を取り消された者又は営業所を新設し、変更し、若しくは廃止しようとする証券会社は、政令で定めるところにより、各営業所(当該証券会社については、その新設、変更又は廃止に係る営業所とし、当該証券会社が第十一条第二項ただし書の規定の適用を受けている場合には、その本店及び本店以外の当該営業所とする。)ごとに、その所在地の所轄税務署長に申

らない。

告しなねばならない。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）

改正案	現行
<p>（預り金の禁止）</p> <p>第二条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 主として金銭の貸付けの業務を営む株式会社（銀行及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第一条第二十一項</u>に規定する証券金融会社を除く。）が、社債の発行により、不特定かつ多数の者から貸付資金を受け入れるときは、業として預り金をするものとみなす。</p>	<p>（預り金の禁止）</p> <p>第二条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 主として金銭の貸付けの業務を営む株式会社（銀行及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第一条第十七項</u>に規定する証券金融会社を除く。）が、社債の発行により、不特定かつ多数の者から貸付資金を受け入れるときは、業として預り金をするものとみなす。</p>

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）

改正案

現行

第二十六条の二 責任保険については、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第十条の二、第十条の三、第十条の四第二項及び第三項後段、第十条の五第四項並びに第十条の六第一項から第四項までの規定は、適用しない。

第二十六条の二 責任保険については、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第十条の二、第十条の三、第十条の四第五項、第十条の五第二項、第三項後段及び第四項から第九項まで、第十条の六並びに第十条の七第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 責任保険についての損害保険料率算出団体に関する法律第十条の四第一項及び第三項前段の規定の適用については、同条第一項中「基準料率を中心とした一定の範囲内の保険料率（以下この条において「範囲料率」という。）（）」とあるのは「基準料率」と、同条第三項前段中「範囲料率」とあるのは「基準料率」と、「認可を受け、又は同条第二項の規定による届出を行った」とあるのは「認可を受けた」とする。

3 責任保険についての損害保険料率算出団体に関する法律第十条の四第一項及び第三項前段の規定の適用については、同条第一項中「保険料率を中心とした一定の範囲内の保険料率（以下この条において「範囲料率」という。）（）」とあるのは「保険料率」と、同条第三項前段中「範囲料率」とあるのは「保険料率」と、「認可又は同法第二百二十三条第二項（同法第二百七条において準用する場合を含む。）の規定による届出」とあるのは「認可」とする。

3 責任保険についての損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「第十条の二第一項及び第二項に規定する期間が経過し、かつ、当該基準料率が第八条の規定に適合していると認めるとき」とあるのは「当該基準料率が第八条及び自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十五条の規定に適合していると認めるとき」と、同条第二項中「第十条の三第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査」とあるのは

2 責任保険についての損害保険料率算出団体に関する法律第十条の四第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「第十条の二第一項及び第二項に規定する期間が経過し、かつ、当該保険料率が第九条の規定に適合していると認めるとき」とあるのは「当該保険料率が第九条及び自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十五条の規定に適合していると認めるとき」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査」とあるのは「第九

「第八条及び自動車損害賠償保障法第二十五条の規定に適合するかどうかについての審査」と、同条第三項中「基準料率が第八条の規定に適合しないと認めるとき」とあるのは「基準料率が第八条又は自動車損害賠償保障法第二十五条の規定に適合しないと認めるとき」とする。

第二十六条の三 内閣総理大臣は、責任保険の保険料が能率的な経営の下における適正な原価を超えると認めるときは、保険会社又は損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体に対して、責任保険の保険料率又は同項第六号に掲げる基準料率（第二十八条及び第二十九条の二において「基準料率」という。）の変更を命ずることができる。

（同意）

第二十八条 （略）

2 （略）

3 内閣総理大臣は、責任保険の基準料率について、損害保険料率算出団体に関する法律第九条の三第一項の規定による届出があつた場合において、第二十六条の二第三項の規定により読み替えて適用する同法第十条の五第一項の規定により同法第十条の四第一項に規定する九十日を経過する日までの期間を相当と認める期間に短縮しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。同法第十条の五第三項の規定による命令をしないこととするときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、責任保険の保険料率又は基準料率に関し、第二十六

条及び自動車損害賠償保障法第二十五条の規定に適合するかどうかについての審査」と、同条第四項中「保険料率が第九条の規定に適合しないと認めるとき」とあるのは「保険料率が第九条又は自動車損害賠償保障法第二十五条の規定に適合しないと認めるとき」とする。

第二十六条の三 内閣総理大臣は、責任保険の保険料が能率的な経営の下における適正な原価を超えると認めるときは、保険会社又は損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第二号に規定する損害保険料率算出団体に対して、責任保険の保険料率の変更を命ずることができる。

（同意）

第二十八条 （略）

2 （略）

3 内閣総理大臣は、責任保険の保険料率について、損害保険料率算出団体に関する法律第十条第一項の規定による届出があつた場合において、第二十六条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条の四第二項の規定により同条第一項に規定する期間を相当と認める期間に短縮しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。同法第十条の四第四項前段の規定による命令をしないこととするときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、責任保険の保険料率に関し、第二十六条の三の規定

条の三の規定による変更命令又は損害保険料率算出団体に関する法律第十條の六第五項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

5 (略)

(同意及び協議)

第二十八條の二 第二十七條第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。

一 第二十七條第三項の規定による変更命令

二 農業協同組合法第十一条の四第一項又は第三項の規定による承認

三 農業協同組合法第九十四條の二第二項若しくは第三項又は第九十五

條の規定による処分

2 6 (略)

(損害率等の報告義務)

第二十九條の二 保険会社及び組合は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、損害保険料率算出団体であつて責任保険の基準料率の算出を行うものうち内閣総理大臣の指定するもの(次項において「料率団体」という。)に対して、損害率その他責任保険の保険料率又は責任共済の共済掛金率の算出に關し必要な事項を報告しなければならない。

2 組合は、料率団体に対し、責任保険の基準料率の算出の基礎となつた

による変更命令又は損害保険料率算出団体に関する法律第十條の七第五項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

5 (略)

(同意及び協議)

第二十八條の二 第二十七條第一項に規定する行政庁は、責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び内閣総理大臣の同意を得るものとする。

一 第二十七條第三項の規定による変更命令

二 農業協同組合法第十一条の四第一項又は第三項の規定による承認

三 農業協同組合法第九十四條の二第二項又は第九十五條の規定による

処分

2 6 (略)

(損害率等の報告義務)

第二十九條の二 保険会社及び組合は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、損害保険料率算出団体であつて、責任保険の保険料率の算出を行うものとして内閣総理大臣の指定するもの(次項において「料率団体」という。)に対して、損害率その他責任保険の保険料率又は責任共済の共済掛金率の算出に關し必要な事項を報告しなければならない。

2 組合は、料率団体に対し、責任保険の保険料率の算出の基礎となつた

3
(略)
資料の提供を求めることができる。

3
(略)
資料の提供を求めることができる。

国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）

改正案	現行
<p>（更生計画案等についての同意）</p> <p>第三十条 法務大臣は、国の債権について、破産法（大正十一年法律第七十一号）若しくは和議法（大正十一年法律第七十二号）の規定により債権者集会において申立てのあつた強制和議若しくは和議の条件又は会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定により関係人集会の決議に付された更生計画案若しくは変更計画案がこれらの法律の規定に違反しないものであり、かつ、その内容が債務者が遂行することができる範囲内において国の不利益を最小限度にするように定められていると認められる場合に限り、これに同意することができる。</p>	<p>（更生計画案等についての同意）</p> <p>第三十条 法務大臣は、国の債権について、破産法（大正十一年法律第七十一号）若しくは和議法（大正十一年法律第七十二号）の規定により債権者集会において申立てのあつた強制和議若しくは和議の条件又は会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）若しくは金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定により関係人集会の決議に付された更生計画案若しくは変更計画案がこれらの法律の規定に違反しないものであり、かつ、その内容が債務者が遂行することができる範囲内において国の不利益を最小限度にするように定められていると認められる場合に限り、これに同意することができる。</p>

準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者（第三号から第七号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち政令で定めるものに限る。）をいう。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 信用金庫</p> <p>四 信用金庫連合会</p> <p>五 農林中央金庫</p> <p>六 商工組合中央金庫</p> <p>七 保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第一項の免許を受けた生命保険会社</p> <p>2）6（略）</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者（第四号から第八号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち政令で定めるものに限る。）をいう。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第一条第一項に規定する外国為替銀行</p> <p>四 信用金庫</p> <p>五 信用金庫連合会</p> <p>六 農林中央金庫</p> <p>七 商工組合中央金庫</p> <p>八 保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第一項の免許を受けた生命保険会社</p> <p>2）6（略）</p>

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）

改正案

現行

<p>（更生手続等が始めた場合の徴収の所轄庁の特例）</p> <p>第四十四条 株式会社又は協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この項において同じ。）について更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社又は協同組織金融機関の国税を徴収することができる国税局長、税務署長又は税関長は、当該会社又は協同組織金融機関の本店又は主たる事務所（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下この項において同じ。）の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継ぎをすることができる。ただし、更生事件がその本店若しくは主たる事務所以外の営業所若しくは事務所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（更生手続等が始めた場合の徴収の所轄庁の特例）</p> <p>第四十四条 株式会社又は協同組織金融機関（金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この項において同じ。）について更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社又は協同組織金融機関の国税を徴収することができる国税局長、税務署長又は税関長は、当該会社又は協同組織金融機関の本店又は主たる事務所（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下この項において同じ。）の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継ぎをすることができる。ただし、更生事件がその本店若しくは主たる事務所以外の営業所若しくは事務所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができる。</p> <p>2 （略）</p>
---	--

所得税法（昭和四十年法律第三十二号）

改正案

現行

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二（略）

十三 証券投資信託 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。

十四（略）

十五 公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に對する投資として運用することを目的とするもので、株式（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十三項に規定する投資口を含む。第二十四条第二項、第二十五条、第七十六条第一項及び第二百二十四条の三第二項第一号において同じ。）又は出資に對する投資として運用しないものをいう。

2・3（略）

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二（略）

十三 証券投資信託 証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託（同法第二条の二）証券投資信託とみなす信託）に規定する信託を含む。）及びこれらに類する外国の信託をいう。

十四（略）

十五 公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に對する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に對する投資として運用しないものをいう。

2・3（略）

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

一 次の表に掲げる法人

(略)	名称	(略)	証券業協会	(略)	投資者保護基金	(略)	放送大学学園	保険契約者保護機構	(略)
(略)	根拠法	(略)	証券取引法	(略)	証券取引法	(略)	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)	保険業法	(略)

一 次の表に掲げる法人

(略)	名称	(略)	証券業協会	(略)	通信・放送機構	(略)	放送大学学園	(略)
(略)	根拠法	(略)	証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)	(略)	通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)	(略)	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)	(略)

(略) 二

(略) 二

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

改正案

現行

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一〇二七七（略）

二十八 証券投資信託 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。

二九一〇四四八（略）

（資産の評価益の益金不算入）

第二十五条 内国法人がその有する資産の評価換え（会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従つて行う評価換えその他政令で定める評価換えを除く。）をしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2（略）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一〇二七七（略）

二十八 証券投資信託 証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託（同法第二条の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託を含む。）及びこれらに類する外国の信託をいう。

二九一〇四四八（略）

（資産の評価益の益金不算入）

第二十五条 内国法人がその有する資産の評価換え（会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従つて行う評価換えその他政令で定める評価換えを除く。）をしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2（略）

(欠損金の繰戻しによる還付)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、内国法人につき解散、営業の全部の譲渡、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度の欠損金額(第五十七条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。)があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは、「当該事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる。」とあるのは、「請求することができる。ただし、還付所得事業年度から欠損事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る。」と読み替えるものとする。

5～7 (略)

別表第二 公益法人等の表(第二条、第三条関係)

一 次の表に掲げる法人

(欠損金の繰戻しによる還付)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、内国法人につき解散、営業の全部の譲渡、会社更生法又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度の欠損金額(第五十七条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。)があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは、「当該事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる。」とあるのは、「請求することができる。ただし、還付所得事業年度から欠損事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る。」と読み替えるものとする。

5～7 (略)

別表第二 公益法人等の表(第二条、第三条関係)

一 次の表に掲げる法人

二
(略)

名称	(略)	通信・放送機構	(略)
根拠法	(略)	証券取引法	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）

二
(略)

名称	(略)	通信・放送機構	(略)
根拠法	(略)		通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）

改正案	現行
<p>(通知等)</p> <p>第九条の三 内閣総理大臣は、第一号に掲げる場合に該当するときはあらかじめ、第二号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当するときは遅滞なく、その旨及びその内容を大蔵大臣に通知するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）<u>第九条の三第一項の規定による届出であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。</u></p> <p>(削る)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(通知等)</p> <p>第九条の三 内閣総理大臣は、第一号に掲げる場合に該当するときはあらかじめ、第二号から第五号までに掲げる場合のいずれかに該当するときは遅滞なく、その旨及びその内容を大蔵大臣に通知するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）<u>第十条第一項又は第十条の六第三項の規定による届出であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。</u></p> <p>五 <u>損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第五項又は第十条の六第十項の規定による認可の申請であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

執行官法（昭和四十一年法律第百一十一号）

改正案	現行
<p>（手数料を受ける場合）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 商法（明治三十二年法律第四十八号）、破産法（大正十一年法律第七十一号）、会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による財産の調査等に関する援助若しくは立会い又は財産の封印若しくは封印の除去</p> <p>十四〇二十二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（手数料を受ける場合）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 商法（明治三十二年法律第四十八号）、破産法（大正十一年法律第七十一号）、会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による財産の調査等に関する援助若しくは立会い又は財産の封印若しくは封印の除去</p> <p>十四〇二十二（略）</p> <p>2（略）</p>

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

改正案

現行

別表第一 課税物件表（第二条 第五条、第七条、第十一条、第十二条関係）

別表第一 課税物件表（第二条 第五条、第七条、第十一条、第十二条関係）

番号	課税物件		課税標準及び税率	非課税物件
	物件名	定義		
一	(略)	(略)	(略)	(略)
二	(略)	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	(略)	(略)
四	株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資信託若しくは貸付信託の受益証券	1 株券には、端株券を含むものとする。 2 出資証券とは、相互会社（保険業法（平成	次に掲げる券面金額（券面金額の記載のない証券で株数（端株券にあつては、端株の一株に対する割合。以下この号において同じ。）又は口	1 日本銀行その他特別の法律により設立された法人で政令で定めるものの作成する出資証

番号	課税物件		課税標準及び税率	非課税物件
	物件名	定義		
一	(略)	(略)	(略)	(略)
二	(略)	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	(略)	(略)
四	株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資信託若しくは貸付信託の受益証券	1 株券には、端株券を含むものとする。 2 出資証券とは、相互会社（保険業法（平成	次に掲げる券面金額（券面金額の記載のない証券で株数（端株券にあつては、端株の一株に対する割合。以下この号において同じ。）又は口	1 日本銀行その他特別の法律により設立された法人で政令で定めるものの作成する出資証

<p>七年法律第 百五号)第 二条第五項 (定義)に 規定する相 互会社をい う。以下同 じ。)の作 成する基金 証券及び法 人の社員又 は出資者た る地位を証 する文書(</p>	<p>数の記載のあるも のにあつては、一 株又は一口につき 政令で定める金額 に当該株数又は口 数を乗じて計算し た金額)の区分に 応じ、一通につき 、次に掲げる税率 とする。</p>	<p>券(協同組 織金融機関 の優先出資 に関する法 律(平成五 年法律第四 十四号)に 規定する優 先出資証券 を除く。)</p>
<p>証券投資信 託及び証券 投資法人に 関する法律 (昭和二十 六年法律第 百九十八号)に規定す る投資証券</p>	<p>二百円 五百万円を超え千 万円以下のもの 千円 千万円を超え五千 万円以下のもの 二千円 五千万円を超え一 億円以下のもの 一万円 一億円を超えるも</p>	<p>2 証券投資 信託法(昭 和二十六年 法律第九 十八号)第 二条の二) 証券投資信 託とみなす 信託)に規 定する信託 の受益証券 で政令で定 めるもの</p>
<p>証券投資信 託及び証券 投資法人に 関する法律 (昭和二十 六年法律第 百九十八号)に規定す る投資証券</p>	<p>二百円 五百万円を超え千 万円以下のもの 千円 千万円を超え五千 万円以下のもの 二千円 五千万円を超え一 億円以下のもの 一万円 一億円を超えるも</p>	<p>券(協同組 織金融機関 の優先出資 に関する法 律(平成五 年法律第四 十四号)に 規定する優 先出資証券 を除く。)</p>

二十	五	
(略)		
(略)	を(含む)をいう。 ³ 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含むものとする。	
(略)		の 二万円
(略)		

二十	五	
(略)		
(略)	を(含む)をいう。 ³ 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含むものとする。	
(略)		の 二万円
(略)		

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）

一 銀行（長期信用銀行） 免許件数 一件につき	登録、登録、特許、免許、 許可、認可、指定又は技能 証明の事項	課税標準	税率
		一〇十九（略）	十九の二 特定目的会社の登記
		十九の三 証券投資法人の登記	一 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号） 第二条 第十一項（定義）に規

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）

一 銀行（長期信用銀行） 免許件数 一件につき	登録、登録、特許、免許、 許可、認可、指定又は技能 証明の事項	課税標準	税率
		一〇十九（略）	十九の二 特定目的会社の登記
		二〇、二二三（略）	二四 金融機関の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可又は保険仲立人の登録

<p>定する証券投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記</p> <p>二 一及び三に掲げる登記以外の登記</p> <p>三 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき き一万五 千円</p> <p>一件につき き一万円</p>
<p>二十 一 略</p> <p>二十四 金融機関の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は保険仲立人の登録</p>	<p>免許件数</p>	<p>一件につき き十五万 円</p>
<p>十 証券取引法第六十五</p> <p>二 九 (略)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき</p>

<p>及び外国為替銀行を含む。三において同じ。</p> <p>()の営業の免許(二に掲げる免許を除く。)</p> <p>二 九 (略)</p> <p>十 証券取引法第六十五条の二第一項(金融機関の証券業務の営業の認可)の規定による営業の認可</p>	<p>認可件数</p>	<p>一件につき き十五万 円</p>
<p>二十四の二 二十四の五 (略)</p> <p>二十五 証券会社、外国証券会社若しくは証券投資信託の委託会社の免許又は証券会社の支店その他の営業所に係る認可</p>	<p>免許件数</p>	<p>一件につき き十五万 円</p>
<p>一 証券会社の営業の免許又は外国証券会社の支店の営業の免許</p> <p>二 証券会社の証券取引法の規定による次に掲げる認可</p>	<p>免許件数</p>	<p>一件につき き十五万 円</p>

<p>条の二第一項（金融機関の証券業務の営業の登録等）の規定による営業の登録</p>	<p>十一 証券取引法第六十五条の二第三項（金融機関の証券業務の営業の登録等）の規定による営業の認可</p>	<p>認可件数</p>	<p>き十五万 円</p>
		<p>一件につき き十五万 円</p>	<p>き十五万 円</p>
<p>二十五 証券会社、外国証券会社又は証券投資信託委託業者の登録又は認可</p>	<p>二十四の二～二十四の五（略）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき き十五万 円</p>
		<p>認可件数</p>	<p>一件につき き十五万 円</p>
<p>一 証券会社の営業の登録又は外国証券会社の支店の営業の登録</p>		<p>登録件数</p>	<p>一件につき き十五万 円</p>
<p>二 証券会社の証券取引法第二十九条第一項（元引受業務等の営業の認可）の規定による営業の認可又は外国証券</p>		<p>認可件数</p>	<p>一件につき き十五万 円</p>

<p>二十五の二～四十九（略）</p>	<p>イ 証券会社の支店の設置の認可</p>	<p>支店の数</p>	<p>一箇所に つき十五 万円</p>
	<p>ロ 証券会社の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可</p>	<p>営業所の数</p>	<p>一箇所に つき九万 円</p>
	<p>三 証券投資信託の委託会社の免許</p>	<p>免許件数</p>	<p>一件につき き十五万 円</p>

二十五の二、四十九（略）	会社の外国証券業者に 関する法律（昭和四十 六年法律第五号）第七 条第一項（元引受業務 等の営業の認可）の規 定による営業の認可	認可件数	一件につ
	三 証券投資信託及び証 券投資法人に関する法 律第六条（認可）に規 定する証券投資信託委 託業者の認可		き十五万
			円

金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 信用金庫</p> <p>四 労働金庫</p> <p>五 信用協同組合</p> <p>2 この法律において「銀行」とは、普通銀行又は長期信用銀行をいう。</p> <p>(合併)</p> <p>第三条 次に掲げる異種の金融機関は、合併を行うことができる。</p> <p>一 普通銀行及び長期信用銀行</p> <p>二 普通銀行及び協同組織金融機関</p> <p>三 長期信用銀行及び協同組織金融機関</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）<u>第二条第一項（定義）に規定する外国為替銀行（以下「外国為替銀行」という。）</u></p> <p>四 信用金庫</p> <p>五 労働金庫</p> <p>六 信用協同組合</p> <p>2 この法律において「銀行」とは、普通銀行、<u>長期信用銀行又は外国為替銀行</u>をいう。</p> <p>(合併)</p> <p>第三条 次に掲げる異種の金融機関は、合併を行うことができる。</p> <p>一 普通銀行及び長期信用銀行</p> <p>二 <u>普通銀行及び外国為替銀行</u></p> <p>三 <u>長期信用銀行及び外国為替銀行</u></p> <p>四 普通銀行及び協同組織金融機関</p> <p>五 長期信用銀行及び協同組織金融機関</p> <p>六 <u>外国為替銀行及び協同組織金融機関</u></p>

四 信用金庫及び労働金庫

五 信用金庫及び信用協同組合

六 労働金庫及び信用協同組合

2 前項の場合において、存続金融機関又は新設金融機関は、次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関とする。

一 前項第一号及び第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併 当該合併に係る金融機関のいずれか

二 前項第二号及び第三号に掲げる金融機関の合併 当該合併に係る銀行（普通銀行及び信用金庫の合併にあつては、普通銀行又は信用金庫）

（転換）

第四条 金融機関は、次に定めるところにより異種の金融機関になることができる。

一 長期信用銀行が普通銀行になること。

二 五（略）

（認可）

第六条 この法律による金融機関の合併及び転換は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 4（略）

5 第一項の認可を受けた合併又は転換による新設金融機関又は転換後の金融機関は、その種類に応じ、銀行法第四条第一項、長期信用銀行法第

七 信用金庫及び労働金庫

八 信用金庫及び信用協同組合

九 労働金庫及び信用協同組合

2 前項の場合において、存続金融機関又は新設金融機関は、次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関とする。

一 前項第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる金融機関の合併 当該合併に係る金融機関のいずれか

二 前項第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併 当該合併に係る銀行（普通銀行及び信用金庫の合併にあつては、普通銀行又は信用金庫）

（転換）

第四条 金融機関は、次に定めるところにより異種の金融機関になることができる。

一 長期信用銀行又は外国為替銀行が普通銀行になること。

二 五（略）

（認可）

第六条 この法律による金融機関の合併及び転換は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 4（略）

5 第一項の認可を受けた合併又は転換による新設金融機関又は転換後の金融機関は、その種類に応じ、銀行法第四条第一項、長期信用銀行法第

四條第一項、信用金庫法第四條若しくは労働金庫法第六條（営業又は事業の免許）の免許又は中小企業等協同組合法第二十七條の二第一項（設立の認可）の許可を受けたものとみなす。

6～10（略）

（合併契約書の承認）

第七條 金融機関は、合併（第三條第一項第二号から第六号までに掲げる金融機関の合併に限る。第十條の二、第十一條の二、第十七條及び第十七條の二を除き、以下同じ。）を行うには、合併契約書を作成して總會の承認を受けなければならない。

2～6（略）

（債権者の異議）

第十條の二 銀行が合併（第三條第一項第一号に掲げる金融機関の合併に限る。）の決議をした場合には、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者その他政令で定める債権者に対する商法第四百十二條第一項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

（合併に反対する会員等の持分払戻請求権）

第十四條 合併を行う協同組織金融機関の会員又は組合員で、合併總會に先立つて当該協同組織金融機関に対し書面をもつて合併に反対の意思を

四條第一項、外国為替銀行法第四條第一項、信用金庫法第四條若しくは労働金庫法第六條（営業又は事業の免許）の免許又は中小企業等協同組合法第二十七條の二第一項（設立の認可）の許可を受けたものとみなす。

6～10（略）

（合併契約書の承認）

第七條 金融機関は、合併（第三條第一項第四号から第九号までに掲げる金融機関の合併に限る。第十條の二、第十一條の二及び第十七條から第十七條の三までを除き、以下同じ。）を行うには、合併契約書を作成して總會の承認を受けなければならない。

2～6（略）

（債権者の異議）

第十條の二 銀行が合併（第三條第一項第一号から第三号までに掲げる金融機関の合併に限る。）の決議をした場合には、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者その他政令で定める債権者に対する商法第四百十二條第一項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

（合併に反対する会員等の持分払戻請求権）

第十四條 合併を行う協同組織金融機関の会員又は組合員で、合併總會に先立つて当該協同組織金融機関に対し書面をもつて合併に反対の意思を

通知したもの（第三項の規定に該当するものを除く。）は、合併決議の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、合併の日に当該協同組織金融機関を脱退することができる。

2 (略)

3 第三条第一項第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併を行う協同組織金融機関の会員又は組合員で、存続金融機関又は新設金融機関たる協同組織金融機関の会員又は組合員となる資格を有しないものは、合併の日に当該協同組織金融機関を脱退したものとみなして、信用金庫法第十八条、労働金庫法第十八条又は中小企業等協同組合法第二十条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(債券の発行の特例)

第十七条の二 普通銀行と長期信用銀行とが合併を行う場合において、存続金融機関又は新設金融機関が普通銀行であるときは、当該普通銀行は、内閣総理大臣の認可を受けて、当分の間、当該長期信用銀行の合併の日における資本及び準備金（長期信用銀行法第八条（債券の発行）に規定する準備金をいう。）の合計金額に三十倍を超えない範囲内において総理府令・大蔵省令で定める倍数を乗じて得た金額を限度として、債券を発行することができる。

通知したもの（第三項の規定に該当するものを除く。）は、合併決議の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、合併の日に当該協同組織金融機関を脱退することができる。

2 (略)

3 第三条第一項第七号から第九号までに掲げる金融機関の合併を行う協同組織金融機関の会員又は組合員で、存続金融機関又は新設金融機関たる協同組織金融機関の会員又は組合員となる資格を有しないものは、合併の日に当該協同組織金融機関を脱退したものとみなして、信用金庫法第十八条、労働金庫法第十八条又は中小企業等協同組合法第二十条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(債券の発行の特例)

第十七条の二 普通銀行と長期信用銀行又は外国為替銀行とが合併を行う場合において、存続金融機関又は新設金融機関が普通銀行であるときは、当該普通銀行は、内閣総理大臣の認可を受けて、当分の間、次の各号に掲げる消滅金融機関の種類に依り、当該各号に定める金額を限度として、債券を発行することができる。

一 長期信用銀行 当該長期信用銀行の合併の日における資本及び準備金（長期信用銀行法第八条（債券の発行）に規定する準備金をいう。）第三項において同じ。）の合計金額に三十倍を超えない範囲内におい

て総理府令・大蔵省令で定める倍数を乗じて得た金額

二 外国為替銀行 当該外国為替銀行の合併の日における資本及び準備金（外国為替銀行法第九条の二（債券の発行）に規定する準備金をいう。）の合計金額に十倍を超えない範囲内において総理府令・大蔵省令で定める倍数を乗じて得た金額

2
(略)

3 長期信用銀行と外国為替銀行との合併による存続金融機関又は新設金融機関が外国為替銀行である場合において、当該外国為替銀行が外国為替銀行法第九条の二（債券の発行）の規定により発行する債券の限度について内閣総理大臣の認可を受けたときは、当該限度は、当分の間、同条に規定する限度と消滅金融機関たる長期信用銀行の合併の日における資本及び準備金の合計金額に二十倍を超えない範囲内において総理府令・大蔵省令で定める倍数を乗じて得た金額との合計額とする。

（営業所の設置の特例）

第十七条の三 存続金融機関又は新設金融機関たる外国為替銀行は、消滅金融機関が合併の日において設置していた本店、支店その他の営業所又は事務所のうち、外国為替銀行法第九条（支店その他の営業所の設置）の規定に該当しない地に置いていたものを、同条の規定にかかわらず、合併の日から三年以内の期間に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、営業所として引き続き存置することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の外国為替銀行から申請があつた場合において、同項の規定により存置される当該外国為替銀行の営業所の地域におけ

る利用者の利便等に照らし特別の事情があると認めるときは、同項の期間を延長することができる。

(合併に関する規定の準用)

第二十四条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合について準用する。

一 六 (略)

七 第十七条の二第一項及び第二項 長期信用銀行又は外国為替銀行が普通銀行に転換を行う場合

2 前項の場合において、同項各号に掲げる規定中「合併」とあるのは、「転換」と、「合併決議」とあるのは「転換決議」と、「合併契約書」とあるのは「転換計画書」と、「合併総会」とあるのは「第二十三条第一項の総会」と、「消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」と、「存続金融機関又は新設金融機関」とあるのは「転換後の金融機関」と、「第八条第一項中「要領」とあるのは「要領及び転換後の金融機関の定款に関する議案の要領」と、第十四条第三項中「第三条第一項第七号から第九号までに掲げる金融機関」とあるのは「協同組織金融機関の異種の協同組織金融機関へ」と、それぞれ読み替えるものとする。

(合併に関する規定の準用)

第二十四条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合について準用する。

一 六 (略)

七 第十七条の二第一項及び第二項 長期信用銀行が普通銀行に転換を行う場合

2 前項の場合において、同項各号に掲げる規定中「合併」とあるのは、「転換」と、「合併決議」とあるのは「転換決議」と、「合併契約書」とあるのは「転換計画書」と、「合併総会」とあるのは「第二十三条第一項の総会」と、「消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」と、「存続金融機関又は新設金融機関」とあるのは「転換後の金融機関」と、「第八条第一項中「要領」とあるのは「要領及び転換後の金融機関の定款に関する議案の要領」と、第十四条第三項中「第三条第一項第四号から第六号までに掲げる金融機関」とあるのは「協同組織金融機関の異種の協同組織金融機関へ」と、それぞれ読み替えるものとする。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）

改正案	現行
<p>（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）</p> <p>第三条の二 相手国の居住者が支払を受ける租税条約に規定する配当、利子又は使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）で所得税法の施行地にその源泉があり、かつ、限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるもの（以下「配当等」という。）</p> <p>（ ）に対する同法第七十条、第七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第八条の四第一項、第三項若しくは第四項、第四十一条の九第一項、第二項若しくは第三項、第四十一条の十第一項若しくは第四十一条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約において配当等につきそれぞれ規定する限度税率によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）</p> <p>第三条の二 相手国の居住者が支払を受ける租税条約に規定する配当、利子又は使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）で所得税法の施行地にその源泉があり、かつ、限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるもの（以下「配当等」という。）</p> <p>（ ）に対する同法第七十条、第七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第四十一条の九第一項若しくは第二項、第四十一条の十第一項若しくは第四十一条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約において配当等につきそれぞれ規定する限度税率によるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

預金保険法（昭和四十六年法律第二十四号）

改正案

現行

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。 一・二 (略) 三 (略) 四 (略) 五 (略) 2、4 (略) 5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。 一 銀行法第二十一条に規定する銀行持株会社 二 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社（銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第七項において同じ。）となることについて同法第五十二条の二第一項の認可を受けた会社 三・四 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。 一・二 (略) 三 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第二条第一項に規定する外国為替銀行 四 (略) 五 (略) 六 (略) 2、4 (略) 5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。 一 銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行持株会社 二 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社（銀行法第五十二条の三第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第七項において同じ。）となることについて同法第五十二条の三第一項の認可を受けた会社 三・四 (略) 五 外国為替銀行法第十条の五第一項に規定する外国為替銀行持株会社 六 破綻金融機関に該当する外国為替銀行の株式を取得することにより</p>

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 (略)

五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第四章及び第五章の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務

六 (略)

(適格性の認定)

第六十一条 (略)

2～7 (略)

8 破綻^{たん}金融機関の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社になることについて、銀行法第五十二条の二第一項又は長期信用銀行法第十六条の二第一項の認可(以下この項において「持株会社認可」という。)の申請をしている場合には、第一項の認定の申請は、第二項の規定にかかわらず、当該会社及び当該破綻^{たん}金融機関の連名で行うことができる。ただし、内閣総理大臣は、当該会社について持株会社認可をし

外国為替銀行を子会社とする持株会社(外国為替銀行法第十条の三第一項に規定する外国為替銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第七項において同じ。)となることについて同法第十条の三第一項の認可を受けた会社

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 (略)

五 金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第四章及び第五章の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務

六 (略)

(適格性の認定)

第六十一条 (略)

2～7 (略)

8 破綻^{たん}金融機関の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行を子会社とする持株会社、長期信用銀行を子会社とする持株会社又は外国為替銀行を子会社とする持株会社になることについて、銀行法第五十二条の三第一項、長期信用銀行法第十六条の二第一項又は外国為替銀行法第十条の三第一項の認可(以下この項において「持株会社認可」という。)の申請をしている場合には、第一項の認定の申請は、第二項の規定にかかわらず、当該会社及び当該破綻^{たん}金融機関の連名で行うこ

た後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

(株主総会等の決議の報告等)

第六十六条 (略)

2 前項の「株主総会等」とは、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる金融機関(以下「銀行等」という。)にあつては株主総会(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七条第三項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の特定株主総会)を、信用金庫等にあつては総会又は総代会をいう。

3・4 (略)

(緊急性の認定)

第六十八条 内閣総理大臣は、第六十五条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る合併(金融機関の合併及び転換に関する法律第三条第一項第二号から第六号までの規定によるものを除く。)又は営業譲渡等を緊急に行わなければ機構の資金援助による預金者等の保護に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該合併又は営業譲渡等を緊急に行う必要がある旨の認定(以下「緊急性の認定」という。)を行うとともに、当該合併又は営業譲渡等を行うべき期限を定めるものとする。

2・3 (略)

とができる。ただし、内閣総理大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

(株主総会等の決議の報告等)

第六十六条 (略)

2 前項の「株主総会等」とは、第二条第一項第一号から第三号までに掲げる金融機関(以下「銀行等」という。)にあつては株主総会(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七条第三項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の特定株主総会)を、信用金庫等にあつては総会又は総代会をいう。

3・4 (略)

(緊急性の認定)

第六十八条 内閣総理大臣は、第六十五条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る合併(金融機関の合併及び転換に関する法律第三条第一項第四号から第九号までの規定によるものを除く。)又は営業譲渡等を緊急に行わなければ機構の資金援助による預金者等の保護に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該合併又は営業譲渡等を緊急に行う必要がある旨の認定(以下「緊急性の認定」という。)を行うとともに、当該合併又は営業譲渡等を行うべき期限を定めるものとする。

2・3 (略)

(商法等の適用除外)

第八十一条 緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等については、緊急性の認定を受けた後は、商法第二百四十五条から第二百四十五条ノ三まで、第二百四十五条ノ四後段、第四百八条から第四百八条ノ三まで、第四百十二条、第四百十四条、第四百十四条ノ二、第四百十五条第三項並びに第四百十六条第一項から第三項まで及び第五項、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第九十条、銀行法第三十三条、第三十四条(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、協同組合による金融事業に関する法律第六条及び労働金庫法第九十四条において準用する場合を含む。)及び第三十五条(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、協同組合による金融事業に関する法律第六条及び労働金庫法第九十四条において準用する場合を含む。)、長期信用銀行法第十四条、信用金庫法第五十条第六項、第五十条の二、第五十八条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第六十条、第六十一条、第六十三条(第五号に係る部分に限る。)、第七十一条、第七十七条第二項及び第三項並びに第八十三条、中小企業等協同組合法第五十五条の二第二項から第四項まで、第五十七条の三、第六十三条第一項及び第二項、第六十五条、第六十六条、第八十九条、第九十五条第二項及び第三項並びに第一百条並びに労働金庫法第六十二条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第六十四条、第六十五条、第六十七条(第五号に係る部分に限る。)、第七十五条、第八十一条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定は、適用しない。

(商法等の適用除外)

第八十一条 緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等については、緊急性の認定を受けた後は、商法第二百四十五条から第二百四十五条ノ三まで、第二百四十五条ノ四後段、第四百八条から第四百八条ノ三まで、第四百十二条、第四百十四条、第四百十四条ノ二、第四百十五条第三項並びに第四百十六条第一項から第三項まで及び第五項、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第九十条、銀行法第三十三条、第三十四条(長期信用銀行法第十七条、外国為替銀行法第十一条、信用金庫法第八十九条、協同組合による金融事業に関する法律第六条及び労働金庫法第九十四条において準用する場合を含む。)及び第三十五条(長期信用銀行法第十四条、外国為替銀行法第十七条、信用金庫法第五十条第六項、第五十条の二、第五十八条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第六十条、第六十一条、第六十三条(第五号に係る部分に限る。)、第七十一条、第七十七条第二項及び第三項並びに第八十三条、中小企業等協同組合法第五十五条の二第二項から第四項まで、第五十七条の三、第六十三条第一項及び第二項、第六十五条、第六十六条、第八十九条、第九十五条第二項及び第三項並びに第一百条並びに労働金庫法第六十二条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第六十四条、第六十五条、第六十七条(第五号に係る部分に限る。))、第七十五条、第八十一条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定は、適用しない。

附則

(協定)

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 五 (略)

六 協定銀行は、銀行法第十九条第一項又は第二項の規定により中間業務報告書及び業務報告書を内閣総理大臣に提出するときは、併せて、これらを機構に提出すること。

七 十 (略)

2・3 (略)

附則

(協定)

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 五 (略)

六 協定銀行は、銀行法第十九条第一項の規定により中間業務報告書及び業務報告書を内閣総理大臣に提出するときは、併せて、これらを機構に提出すること。

七 十 (略)

2・3 (略)

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）

改正案

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一七 イハ（略）	<p>二 参加（破産法（大正十一年法律第七十一号）、和議法（大正十一年法律第七十二号）、会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項又は一三の項に掲げる参加を除く</p>	三百円

現行

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一七 イハ（略）	<p>二 参加（破産法（大正十一年法律第七十一号）、和議法（大正十一年法律第七十二号）、会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項又は一三の項に掲げる参加を除く。</p>	三百円

ホクト (略) の申出又は申立て

ホクト (略) の申出又は申立て

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）

改正案	現行
<p>(勤労者財産形成貯蓄契約等)</p> <p>第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一 銀行、信託会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関若しくは証券会社で、政令で定めるもの又は国（以下「金融機関等」という。）を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で政令で定めるもの（以下「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下「預入等」という。）に関する契約で、次の要件を満たすものの</p> <p>イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等（次に掲げる預入等を除くものとし、当該契約が証券会社と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のために金銭の預託をする旨を定めたもの（以下この条において「預託による証券購入契約」という。）である場合にあっては、当該購入のための金銭の預託（以下この条において「金銭の預託」という。）とする。）に係る金銭の払込みをすること。</p> <p>(1) (3) (略)</p>	<p>(勤労者財産形成貯蓄契約等)</p> <p>第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一 銀行、信託会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関若しくは証券会社で、政令で定めるもの又は国（以下「金融機関等」という。）を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で政令で定めるもの（以下「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下「預入等」という。）に関する契約で、次の要件を満たすものの</p> <p>イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等（次に掲げる預入等を除くものとし、当該契約が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の五の承認を受けた証券会社と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のために金銭の預託をする旨を定めたもの（以下この条において「預託による証券購入契約」という。）である場合にあっては、当該購入のための金銭の預託（以下この条において「金銭の預託」という。）とする。）に係る金銭の払込みをすること。</p> <p>(1) (3) (略)</p>

口・八（略）

二、四（略）

2、9（略）

（勤労者財産形成給付金契約等）

第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場（勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限定。以下この項において同じ。）の勤労者の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）、又は証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の証券投資信託委託業者（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者をいう。以下この項及び次条第二項第五号において同じ。）（以下「信託会社等」と総称する。）と締結した勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（

口・八（略）

二、四（略）

2、9（略）

（勤労者財産形成給付金契約等）

第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場（勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限定。以下この項において同じ。）の勤労者の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）、又は証券投資信託（証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の委託会社（証券投資信託法第二条第四項に規定する委託会社をいう。以下この項及び次条第二項第五号において同じ。）（以下「信託会社等」と総称する。）と締結した勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（

政令で定めるものに限る。）、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定（追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。）の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一～四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金（収益の分配を含む。次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資信託解約金等」という。）の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該証券投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六～九（略）

2（略）

（勤労者財産形成基金契約）

第六条の三（略）

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信

政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定（追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。）の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一～四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金（収益の分配を含む。次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資信託解約金等」という。）の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該委託会社が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六～九（略）

2（略）

（勤労者財産形成基金契約）

第六条の三（略）

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信

託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。））、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。））、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。））、当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一～四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとしており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該証券投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六～九（略）

3・4（略）

託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。））、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。））、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。））、当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一～四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとしており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該委託会社が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六～九（略）

3・4（略）

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

改正案	現行
<p>第六十二条（略）</p> <p>2 前項の農水産業協同組合等に係る相互援助取決めとは、次の各号のい ずれかに掲げるものをいう。</p> <p>一 農水産業協同組合（特定漁業協同組合連合会を除く。以下この号に おいて同じ。）の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を 対象に農水産業協同組合、農水産業協同組合連合会及び農林中央金庫 が行う取決めであつて、農水産業協同組合が当該目的のため農水産業 協同組合連合会等に預け入れた貯金その他の資金を原資として、農水 産業協同組合連合会等が救済農水産業協同組合等、経営困難農水産業 協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合等である農業協 同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に対し資金の貸付けそ の他の援助（農水産業協同組合連合会等がその子会社（農業協同組合 法第十一条の二第二項、水産業協同組合法第九十二条第一項若しくは 第一百条第一項において準用する同法第十一条の五第二項又は農林中央 金庫法第九条第三項に規定する子会社をいう。）に行わせる資産の買 取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの</p> <p>二 漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の 事業を行うものに限る。以下この号において同じ。）の相互扶助に資 することを目的として、全国の区域を対象に漁業協同組合連合会及び</p>	<p>第六十二条（略）</p> <p>2 前項の農水産業協同組合等に係る相互援助取決めとは、次の各号のい ずれかに掲げるものをいう。</p> <p>一 農水産業協同組合（特定漁業協同組合連合会を除く。以下この号に おいて同じ。）の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を 対象に農水産業協同組合、農水産業協同組合連合会及び農林中央金庫 が行う取決めであつて、農水産業協同組合が当該目的のため農水産業 協同組合連合会等に預け入れた貯金その他の資金を原資として、農水 産業協同組合連合会等が救済農水産業協同組合等、経営困難農水産業 協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合等である農業協 同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に対し資金の貸付けそ の他の援助（農水産業協同組合連合会等がその子会社（農業協同組合 法第九十三条第二項、水産業協同組合法第二百二十二条第二項又は農林 中央金庫法第二十八条第二項に規定する子会社をいう。）に行わせる 資産の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの</p> <p>二 漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の 事業を行うものに限る。以下この号において同じ。）の相互扶助に資 することを目的として、全国の区域を対象に漁業協同組合連合会及び</p>

農林中央金庫が行う取決めであつて、漁業協同組合連合会が当該目的のため農林中央金庫に預け入れた預金その他の資金を原資として、農林中央金庫が救済農水産業協同組合等、経営困難農水産業協同組合若しくは合併により設立される農水産業協同組合等である漁業協同組合連合会に対し資金の貸付けその他の援助（農林中央金庫がその子会社（農林中央金庫法第九条第三項に規定する子会社をいう。）に行わせる資産の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの

三（略）

3（略）

農林中央金庫が行う取決めであつて、漁業協同組合連合会が当該目的のため農林中央金庫に預け入れた預金その他の資金を原資として、農林中央金庫が救済農水産業協同組合等、経営困難農水産業協同組合若しくは合併により設立される農水産業協同組合等である漁業協同組合連合会に対し資金の貸付けその他の援助（農林中央金庫がその子会社（農林中央金庫法第二十八条第二項に規定する子会社をいう。）に行わせる資産の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの

三（略）

3（略）

仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）

改正案	現行
<p>（破産等の場合の担保仮登記）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 担保仮登記に係る権利は、会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の適用に関しては、抵当権とみなす。</p> <p>4（略）</p>	<p>（破産等の場合の担保仮登記）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 担保仮登記に係る権利は、会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の適用に関しては、抵当権とみなす。</p> <p>4（略）</p>

商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十九条 株主は、会社に対し、自己の有する単位未満株式を買い取るべきことを請求することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項に規定する場合において、会社は、株主に対し、同項の株式の<u>売買の委託に係る手数料に相当する金額の支払を請求することができる。</u></p> <p>④、⑦ (略)</p>	<p>附則</p> <p>第十九条 株主は、会社に対し、自己の有する単位未満株式を買い取るべきことを請求することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項に規定する場合において、会社は、株主に対し、<u>証券取引所が定める委託手数料に相当する金額の支払を請求することができる。</u></p> <p>④、⑦ (略)</p>

消費税法（昭和六十三年法律第八号）

改正案

現行

（信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）

第十四条（略）

2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の

兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、前項に規定する証券投資信託とは、

証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。

3（略）

別表第一（第六条関係）

一・二（略）

三 利子対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、第十四条第一項に規定する合同運用信託又は公社債投資信託（同項に規定する証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。）に対する投資として運用することを目的とするもので、

（信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）

第十四条（略）

2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の

兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、前項に規定する証券投資信託とは、

証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託（同法第二条の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託を含む。）及びこれらに類する外国の信託をいう。

3（略）

別表第一（第六条関係）

一・二（略）

三 利子対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、第十四条第一項に規定する合同運用信託又は公社債投資信託（同項に規定する証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。）に対する投資として運用することを目的とするもので、

株式（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十三条第十三項（定義）に規定する投資口を含む。）又は出資に対する投資として運用しないものをいう。）に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの

四十三（略）

別表第三（第三条、第六十条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
（略）	（略）
通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十号）
投資者保護基金	証券取引法

株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。）に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの

四十三（略）

別表第三（第三条、第六十条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
（略）	（略）
通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十号）
（略）	（略）

二 (略)	(略)	構 保險契約者保護機	放送大学学園	(略)
	(略)	保險業法(平成七年法律第百五号)	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)	(略)

二 (略)	(略)	放送大学学園	(略)
	(略)	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)	(略)

取引所税法（平成二年法律第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 取引所 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条</u>第十<u>一</u>項（定義）に規定する証券取引所、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）<u>第二条</u>第一項（定義）に規定する商品取引所又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第一条</u>第六項（定義）に規定する金融先物取引所をいう。</p> <p>二 市場 証券取引法<u>第二条</u>第十二項に規定する取引所有価証券市場、商品取引所法<u>第二条</u>第七項に規定する商品市場又は金融先物取引法<u>第</u><u>二</u><u>条</u><u>第</u><u>七</u><u>項</u>に規定する金融先物市場をいう。</p> <p>三〇七（略）</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 取引所 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条</u>第十<u>一</u>項（定義）に規定する証券取引所、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）<u>第二条</u>第一項（定義）に規定する商品取引所又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第一条</u>第五項（定義）に規定する金融先物取引所をいう。</p> <p>二 市場 証券取引法<u>第二条</u>第十二項に規定する有価証券市場、商品取引所法<u>第二条</u>第七項に規定する商品市場又は金融先物取引法<u>第</u><u>二</u><u>条</u><u>第</u><u>六</u><u>項</u>に規定する金融先物市場をいう。</p> <p>三〇七（略）</p>

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならぬ。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 この法律、信託業法（大正十一年法律第六十五号）、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第十四号）</u>若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人</p> <p>四（六）（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならぬ。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 この法律、信託業法（大正十一年法律第六十五号）、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第十四号）</u>若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人</p> <p>四（六）（略）</p>

2 (略)

(銀行、信託会社等の適用除外)

第四十八条 (略)

2 第三章の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行並びに証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十条に規定する証券投資信託委託業者(その信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。)については、適用しない。

2 (略)

(銀行、信託会社等の適用除外)

第四十八条 (略)

2 第三章の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行並びに証券投資信託法第二条第四項に規定する委託会社(その信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。)については、適用しない。

地価税法（平成三年法律第六十九号）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十七（略）</p> <p>十八 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項（定義）に規定する取引所有価証券市場、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第七項（定義）に規定する商品市場又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第七項</u>（定義）に規定する金融先物市場の用に直接供されている土地等</p> <p>一九〇二十五（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十七（略）</p> <p>十八 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項（定義）に規定する有価証券市場、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第七項（定義）に規定する商品市場又は金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第六項</u>（定義）に規定する金融先物市場の用に直接供されている土地等</p> <p>一九〇二十五（略）</p>

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成二年法律第七十七号）

改正案	現行
<p>（暴力的要求行為の禁止）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一十三（略）</p> <p>十四 人に対し、購入した商品、購入した有価証券に表示される権利若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、若しくはこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求し、又は勧誘を受けてした商品若しくは有価証券に係る売買その他の取引において、その価格若しくは商品指数（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項の商品指数をいう。）若しくは有価証券指数（証券取引法第二条第十四項の有価証券指数をいう。）若しくは有価証券店頭指数（証券取引法第二条第十八項の有価証券店頭指数をいう。）の上昇若しくは下落により損失を被ったとして、損害賠償その他これに類する名目でみだりに金品等の供与を要求すること。</p>	<p>（暴力的要求行為の禁止）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一十三（略）</p> <p>十四 人に対し、購入した商品、購入した有価証券に表示される権利若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、若しくはこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求し、又は勧誘を受けてした商品若しくは有価証券に係る売買その他の取引において、その価格若しくは商品指数（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項の商品指数をいう。）若しくは有価証券指数（証券取引法第二条第十四項の有価証券指数をいう。）の上昇若しくは下落により損失を被ったとして、損害賠償その他これに類する名目でみだりに金品等の供与を要求すること。</p>

農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十九号）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（第二条の規定による農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 第二条の規定の施行の際現に存する組合については、同条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「新農協法」という。）第三十条第十一項及び第十二項の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。</p> <p>2 第二条の規定の施行の際現に存する組合の理事、監事又は清算人については、新農協法第三十一条の二第一項、第二項及び第五項並びに新農協法第三十九条第一項及び第七十二条の二の二において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条ノ二第一号及び第二号の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、同日以後に新農協法第三十九条第一項又は第七十二条の二の二において準用する商法第二百五十四条ノ二第一号又は第二号に該当することとなつたものについては、この限りでない。</p> <p>3～6 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（第二条の規定による農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 第二条の規定の施行の際現に存する組合については、同条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「新農協法」という。）第三十条第十一項及び第十三項の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。</p> <p>2 第二条の規定の施行の際現に存する組合の理事、監事又は清算人については、新農協法第三十一条の二第一項及び第四項並びに新農協法第三十九条第一項及び第七十二条の二の二において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条ノ二第一号及び第二号の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、同日以後に新農協法第三十九条第一項又は第七十二条の二の二において準用する商法第二百五十四条ノ二第一号又は第二号に該当することとなつたものについては、この限りでない。</p> <p>3～6 （略）</p>

水産業協同組合法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十四号）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第四条 この法律の施行の際現に存する組合については、新法第三十四条第十項及び第十一項（これらの規定を新法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。</p> <p>2 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会で施行日において政令で定める規模に達しないものについては、前項の規定にかかわらず、新法第九十二条第三項又は第百条第三項において準用する新法第三十四条第十項及び第十一項の規定は、平成十三年四月一日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生産組合又は共済水産業協同組合連合会の理事、監事又は清算人については、新法第三十五条の二第一項及び第二項（これらの規定を新法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）並びに第二項（新法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用</p>	<p>附 則</p> <p>第四条 この法律の施行の際現に存する組合については、新法第三十四条第十項及び第十二項（これらの規定を新法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。</p> <p>2 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会で施行日において政令で定める規模に達しないものについては、前項の規定にかかわらず、新法第九十二条第三項又は第百条第三項において準用する新法第三十四条第十項及び第十二項の規定は、平成十三年四月一日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生産組合又は共済水産業協同組合連合会の理事、監事又は清算人については、新法第三十五条の二第一項（新法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）及び第二項（新法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定並</p>

する場合を含む。)に規定並びに新法第四十四条(新法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第七十七条(新法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条ノ二第一号及び第二号の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、施行日以後に新法第四十四条又は第七十七条において準用する商法第二百五十四条ノ二第一号又は第二号に該当することとなったものについては、この限りでない。

2・3 (略)

びに新法第四十四条(新法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第七十七条(新法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条ノ二第一号及び第二号の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、施行日以後に新法第四十四条又は第七十七条において準用する商法第二百五十四条ノ二第一号又は第二号に該当することとなったものについては、この限りでない。

2・3 (略)

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第百二十号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）、及び第四条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）、の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第二十一条に規定する銀行持株会社、新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社及び新保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）、第三条の規定による改正後の外国為替銀行法（以下「新外国為替銀行法」という。）、及び第四条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）、の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行持株会社、新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、新外国為替銀行法第十条の五第一項に規定する外国為替銀行持株会社及び新保険業法第二百七十一条の二第一項に規定する保険持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第百二十一号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 この法律において「銀行持株会社」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(銀行による銀行持株会社設立等の特例)</p> <p>第十二条 銀行は、他の銀行（当該銀行と、第三条第一項の規定による条件が定められた合併であつて当該他の銀行が存続することとなるものを行おうとするものに限る。）を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）にならうとする株式会社を、その子会社として設立しようとする場合には、銀行法第十六条の二第四項の規定による内閣総理大臣の認可の申請書に</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第一条第一項に規定する外国為替銀行</p> <p>2 この法律において「銀行持株会社」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行持株会社</p> <p>二 (略)</p> <p>三 外国為替銀行法第十条の五第一項に規定する外国為替銀行持株会社</p> <p>3 (略)</p> <p>(銀行による銀行持株会社設立等の特例)</p> <p>第十二条 銀行は、銀行法第十六条の二の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、他の銀行（当該銀行と、第三条第一項の規定による条件が定められた合併であつて当該他の銀行が存続することとなるものを行おうとするものに限る。）を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）にならうとする株式会社を、子会社として設立することができる。</p>

その旨の記載をしなければならない。

2 前項に規定する記載があつた申請書に基づく銀行法第十六条の二第四項の認可があつた場合において、前項に規定する株式会社が設立されたときは、当該株式会社は、その子会社として設立する同項に規定する他の銀行にならうとする株式会社が銀行法第四条第一項の免許を取得することにより銀行を子会社とする持株会社になることについて同法第五十二條の二第二項の認可を受けたものとみなす。

3・4 (略)

5 銀行法第五十五条第二項の規定は、銀行持株会社が、第三条第一項の規定による条件が定められた合併により銀行を子会社(同法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)とする持株会社でなくなつたとき(第三条第一項の現物出資の目的として同項の存続金融機関の発行する株式の給付を受けて再び銀行を子会社とする持株会社となつた場合に限る。)については、適用しない。

6 内閣総理大臣は、第一項に規定する記載があつた申請書に基づき銀行法第十六条の二第四項の認可をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

7 前各項の規定は、長期信用銀行の場合について準用する。

8 第六項(前項において準用する場合を含む。)に規定する内閣総理大臣

2 前項の規定による認可があつた場合において、同項に規定する株式会社が設立されたときは、当該株式会社は、その子会社として設立する同項に規定する他の銀行にならうとする株式会社が銀行法第四条第一項の免許を取得することにより銀行を子会社とする持株会社になることについて同法第五十二條の三第一項の認可を受けたものとみなす。

3・4 (略)

5 銀行法第五十五条第二項の規定は、銀行持株会社が、第三条第一項の規定による条件が定められた合併により銀行を子会社(同法第五十二條の二第二項に規定する子会社(同条第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この項において同じ。)とする持株会社でなくなつたとき(第三条第一項の現物出資の目的として同項の存続金融機関の発行する株式の給付を受けて再び銀行を子会社とする持株会社となつた場合に限る。)については、適用しない。

6 前各項の規定は、長期信用銀行及び外国為替銀行の場合について準用する。

7 内閣総理大臣は、第一項(前項において長期信用銀行及び外国為替銀行の場合について準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による認可をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

8 第一項又は前項に規定する内閣総理大臣の権限は、金融監督庁長官に

臣の権限は、金融監督庁長官に委任する。

委任する。

金融監督庁設置法（平成九年法律第百一号）

改正案	現行
<p>（所掌事務及び権限）</p> <p>第四条 金融監督庁の所掌事務は、次に掲げる事務（第一号、第一号の二、第二号、第五号、第五号の二、第八号の三、第九号、第十号、第十二号、第十五号及び第十九号に掲げる事務については、そのうち法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に係るものを除く。）とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。</p> <p>一～五の二（略）</p> <p>六 保険業法（平成七年法律第百五号）の規定に基づいて、<u>保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。</u></p> <p>七（略）</p> <p>八 証券業を営む者の登録及び検査その他の監督に<u>関すること。</u></p> <p>八の二 <u>証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づいて、投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。</u></p> <p>八の三 <u>証券金融会社及び証券投資信託委託業を営む者の検査その他の監督に<u>関すること。</u></u></p>	<p>（所掌事務及び権限）</p> <p>第四条 金融監督庁の所掌事務は、次に掲げる事務（第一号、第一号の二、第二号、第五号、第五号の二、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号に掲げる事務については、そのうち法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に係るものを除く。）とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。</p> <p>一～五の二（略）</p> <p>六 保険業法（平成七年法律第百五号）の規定に基づいて、<u>保険契約者保護基金による資金援助に係る保険契約の移転等の適格性の認定を行うこと。</u></p> <p>七（略）</p> <p>八 証券業を営む者、<u>証券金融会社及び証券投資信託の委託会社の検査その他の監督に<u>関すること。</u></u></p>

八の四 証券投資法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する証券投資法人をいう。）の登録及び検査その他の監督に関すること。

九～二十四（略）

二十五（略）

イ 第一号、第一号の二、第二号、第五号、第五号の二、第八号の三、第九号、第十号、第十二号、第十五号及び第十九号に掲げる事務に係る法律（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）にあつては、信用協同組合及び同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る部分に限る。）に基づく事業の免許その他の内閣総理大臣の権限に属する事項

ロ 次に掲げる法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項

(1)～(5)（略）

(6) 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

(7)（略）

八（略）

二十六（略）

（設置及び所掌事務）

第七条（略）

2 委員会は、第四条第八号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる事務に係る法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきそ

九～二十四（略）

二十五（略）

イ 第一号、第一号の二、第二号、第五号、第五号の二、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号に掲げる事務に係る法律（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）にあつては、信用協同組合及び同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る部分に限る。）に基づく事業の免許その他の内閣総理大臣の権限に属する事項

ロ 次に掲げる法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項

(1)～(5)（略）

(6) 金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

(7)（略）

八（略）

二十六（略）

（設置及び所掌事務）

第七条（略）

2 委員会は、第四条第八号から第十号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務に係る法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきそ

の権限に属させられた事項に係る事務並びに同条第二十四号に掲げる事務をつかさどる。

(勧告)

第十八条 委員会は、証券取引法その他の法律の規定に基づき、検査又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官又は大蔵大臣に勧告することができる。

2・3 (略)

権限に属させられた事項に係る事務並びに同条第二十四号に掲げる事務をつかさどる。

(勧告)

第十八条 委員会は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）その他の法律の規定に基づき、検査又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官又は大蔵大臣に勧告することができる。

2・3 (略)

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）

改正案

現行

（所掌事務）

第四条 大蔵省の所掌事務は、次のとおりとする。

一、七十六（略）

七十七 証券取引制度の調査、企画及び立案をすること。

七十七の二 投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五

号）に規定する投資者保護基金をいう。次条第四十三号の二において

同じ。）の設立の認可及び監督に關すること。

七十八 証券取引所の設立の免許及び監督に關すること。

七十九 証券投資信託協会（証券投資信託及び証券投資法人に關する法

律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する証券投資信託協会を

いう。）の監督に關すること。

八十 証券業協会の設立の認可及び監督に關すること。

八十一 有価証券の發行に關する届出書又は發行登録書等、有価証券の

公開買付けに關する届出書等、株券等の大量保有の状況に關する報告

書及び有価証券に關する報告書についての審査及び処分に關すること

。

八十二 企業会計の基準の設定に關すること。

八十三 企業資本その他企業の財務に關すること。

八十四 公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監

（所掌事務）

第四条 大蔵省の所掌事務は、次のとおりとする。

一、七十六（略）

七十七 証券取引制度の調査、企画及び立案をすること。

七十八 証券取引所の設立の免許及び監督に關すること。

七十九 証券投資信託協会（証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九

十八号）に規定する証券投資信託協会をいう。）の監督に關すること

。

八十 証券業協会の設立の認可及び監督に關すること。

八十一 有価証券の發行に關する届出書又は發行登録書等、有価証券の

公開買付けに關する届出書等、株券等の大量保有の状況に關する報告

書及び有価証券に關する報告書についての審査及び処分に關すること

。

八十二 企業会計の基準の設定に關すること。

八十三 企業資本その他企業の財務に關すること。

八十四 公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監

督に関すること。

八十五 社債等の登録に関すること。

八十六～九十二の二 (略)

九十三 保険契約者保護機構(保険業法(平成七年法律第百五号)に規

定する保険契約者保護機構をいう。次条第三十三号の二において同じ

。) の設立の認可及び監督に関すること。

九十三の二～百二十九 (略)

(権限)

第五条 大蔵省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一～三十三 (略)

三十三の二 保険契約者保護機構の設立を認可し、これを監督すること。

三十四～四十三 (略)

四十三の二 投資者保護基金の設立を認可し、これを監督すること。

四十四 証券取引所の設立を免許し、これを監督すること。

四十五 削除

四十六 証券業協会の設立を認可し、これを監督すること。

四十七 有価証券の発行に関する届出書又は発行登録書等、有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書及び有価証券に関する報告書を審査し、必要な措置をとること。

督に関すること。

八十五 社債等の登録に関すること。

八十六～九十二の二 (略)

九十三 保険契約者保護基金(保険業法(平成七年法律第百五号)に規

定する保険契約者保護基金をいう。) の指定及び監督に関すること。

九十三の二～百二十九 (略)

(権限)

第五条 大蔵省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一～三十三 (略)

三十四～五十四 (略)

四十四 証券取引所の設立を免許し、これを監督すること。

四十五 削除

四十六 証券業協会の設立を認可し、これを監督すること。

四十七 有価証券の発行に関する届出書又は発行登録書等、有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書及び有価証券に関する報告書を審査し、必要な措置をとること。

四十八 公認会計士試験並びに公認会計士（会計士補を含む。）、監査
法人及び日本公認会計士協会の監督を行うこと。

四十九～五十四（略）

四十八 公認会計士試験並びに公認会計士（会計士補を含む。）、監査
法人及び日本公認会計士協会の監督を行うこと。

四十九～五十四（略）